

用語説明一覧

あ

【愛知障害者職業センター】

障害のある人の雇用を図るため、ハローワーク等と密接な連携を取りながら、障害のある人と事業主に対する職業リハビリテーションを実施しています。

え

【NPO】

広義には、民間非営利組織を意味し、公益法人、社会福祉法人、学校法人等の法人格を有する団体のみでなく、ボランティア団体など法人格をもたない団体も含まれます。なお、協議には、特定非営利活動促進法により、法人格を取得したボランティア団体を始めとする民間非営利団体のことを言います。

お

【オストメイト】

大腸やぼうこうなどの病気治療のため外科手術により人工肛門や人工ぼうこうとなられた方々のことです。

き

【基幹相談支援センター】

市町村が設置する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着等の役割を持つものです。

【居宅介護】

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。ホームヘルプサービスと呼ばれています。

【共同生活援助】

地域において共同生活を営むのに支障のない障害のある人に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行うサービスです。一般的にはグループホームと呼ばれています。

【共同生活介護】

このサービスは障害者自立支援法の施行に伴い新設されたもので、障害のある人に対して、主に夜間に共同生活を営む住居において入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。ケアホームと呼ばれています。

【旧体系施設】

改正前の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法に基づいた施設です。

け

【計画相談支援】

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

こ

【行動援護】

自己判断能力が制限されている障害のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。

【高次脳機能障害】

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状で、その症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害等で脳の損傷部位によって特徴が出ます。

【高次脳機能障害支援普及事業】

名古屋市総合リハビリテーションセンターを本県の高次脳機能障害者への支援拠点とし、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援や、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い、高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備することを目指した事業です。

【コミュニティビジネス】

地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すものです。コミュニティビジネスは、民間非営利活動団体（NPO）、企業組合、農業法人の他、有限会社、株式会社などにより運営されます。

さ

【サービス利用計画作成】

給付費の支給決定を受けた利用者で、一定の複数の種類のサービスを組み合わせて利用することが必要な障害のある人や、入院・入所から地域生活へ移行する障害のある人に対して、指定相談支援事業者が、計画的なプログラムの作成等の支援を行うサービスです。

し

【障害者虐待防止法】

正式名称は「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」であり、平成23年6月24日に公布され、平成24年10月1日から施行されます。この法律では、障害者虐待を、①養護者、②福祉施設従事者等、③使用者による、i 身体的虐待、ii 性的虐待、iii 心理的虐待、iv ネグレクト、v 経済的虐待と規定してのほか、何人も虐待をしてはならないこと、虐待の防止に係る国及び地方公共団体の責務、虐待を発見した人の通報義務、対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」の設置などが規定されています。

【障害福祉サービス】

障害者自立支援法においては、個別給付としての自立支援給付に係る諸サービスについて

使われ、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を指します。

【新体系サービス】

障害者自立支援法により、従来、障害種別毎に分立し、大きく居宅サービス、施設サービスと区分されていたサービスが、新しく介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の3つに再編されました。

このうち、介護給付、訓練等給付で利用できるサービスは機能面でいうと「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に大別できます。

【障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業】

障害のある人が居住する地域で、多様な委託先を活用した職業訓練を実施し、障害のある人の雇用の促進を目指すもので、一般就労への移行支援に取り組んでいる社会福祉法人等に委託して、就職の促進を図っています。

【障害者試行雇用事業】

障害のある人に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている事業所に、障害のある人を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れてもらい、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進めるもので、原則3か月の期間で、公共職業安定所が窓口となります。

【職業適応援助者】

一般に「ジョブコーチ」と呼ばれ、障害のある人と一緒に職場に入り、障害のある人が一人で作業できるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるよう支援を行う人のことです。必要に応じて、事業所や家族に対しても提案・助言を行い、障害のある人・事業所・家族の架け橋となるような支援を行っています。平成17年10月から地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援ができるようになりました。

【障害者就業・生活支援センター】

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る機関であり、都道府県知事はその指定を行っています。

【障害保健福祉圏域】

市町村の範囲を越えた障害者施策の広域的な実施や、障害者施設の地域バランスを考慮した配置を進めるため設定した区域。本県においては2次医療圏や老人保健福祉圏域と同じ12圏域としています。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害のある人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

【重度障害者等包括支援】

介護の必要性がとて高い障害のある人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

【自立訓練（機能訓練）】

身体障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【自立訓練（生活訓練）】

知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【自立支援協議会】

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村が設置します。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【就労継続支援（A型）】

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。

【就労継続支援（B型）】

一般企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に一定の賃金水準のもとで、働く場や、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービス。雇用契約は結びません。

【施設入所支援】

施設に入所している障害のある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービス。対象者は、平日の日中は、日中活動のサービスを利用します。

【障害者支援施設】

障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設です。

【身体障害者療護施設】

身体に障害があつて常時介護を必要とする方が入所する旧体系施設です。

【身体障害者授産施設】

身体障害者を入所又は通所させて、訓練を行いながら職業を与える旧体系施設です。

【身体障害者更生施設】

身体障害者が社会復帰をするために必要となる訓練を行う旧体系施設です。

【社会復帰施設】

精神障害者生活訓練施設等、居室その他の設備を提供するとともに、必要な訓練や指導を行い、精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とした施設です。

【住宅入居支援事業】

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業（居住サポート事業）です。

【職業能力開発校】

就職を希望する障害のある人が自己の能力に適応する職種について、必要な知識と技能を習得することにより、就職及び自立を容易にし、社会で活躍できるよう援助するための施設です。

せ

【生活介護】

常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

【成年後見制度】

家庭裁判所の手続きを通じて成年後見人や保佐人等が、精神上の障害により判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行います。

そ

【相談支援事業】

相談支援事業は、障害者自立支援法において、地域生活支援事業として位置づけられており、その内容は、①障害児（者）及び保護者からの相談、情報提供、連絡相談を行う事業、②サービス利用計画を作成し、事業者などの連絡調整を行う事業となっています。

【相談支援従事者研修】

地域の相談支援体制の充実を図るため、障害のある人等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなどにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする研修です。

た

【短期入所】

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人等を短期間、夜間も含め施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【多機能型事業】

複数の事業を組み合わせで一体的に事業運営する施設です。事業ごとに定める最低人員等を満たさなければならないこととなっています。

ち

【地域移行支援】

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するサービスです。

【地域生活支援事業】

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援センター等の事業が地域生活支援事業として法定化されました。都道府県及び市町村が柔軟に事業を展開できるようになっています。

【地域定着支援】

常時の連絡体制を確保し、障害の特性を原因として生じた緊急の事態等の相談その他の便宜を供与するサービスです。

【知的障害者授産施設】

一般企業で雇用困難な 18 歳以上の知的障害者の方が、自活に必要な訓練を行うとともに就労を行う旧体系施設です。

【知的障害者更生施設】

18 歳以上の知的障害者を入所させて、保護するとともにその更生に必要な指導及び訓練を行う旧体系施設です。

て

【テレワーク】

情報通信技術（IT）を活用した場所や時間とらわれない柔軟な働き方のことです。

と

【同行援護】

視覚障害により移動が著しく困難な障害のある人の外出時に必要な代筆・代読を含む視覚的情報の支援や移動の援護等を行うサービスです。

【特別支援学校】

平成 19 年 4 月から学校教育法の改正により、盲学校、ろう学校及び養護学校が「特別支援学校」として規定されることとなりました。本県では、視覚障害者、聴覚障害者に対する教育を主として行う特別支援学校としてそれぞれ盲学校、ろう学校を、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を行う特別支援学校として養護学校を設置しています。

に

【日中活動の場】

昼間にサービス（日中活動支援事業）を提供する、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、地域活動支援センターのことです。

の

【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方で、障害者施策の根本理念です。

は

【発達障害者支援センター運営事業】

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として心身障害者コロニーに「あいち発達障害者支援センター」を設置しており、相談対応、療育・就労支援や、情報提供、施設職員等への研修、関係機関・団体との連絡調整を実施し、発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を目指した事業です。

ふ

【福祉サービス第三者評価事業】

第三者評価機関が、福祉サービスの質を公正・適切に評価する体制作りを推進することにより、利用者の適切なサービス選択に資する情報提供及び福祉サービスの質の向上を目指す事業であり、具体的には、「愛知県福祉サービス第三者評価推進センター」を愛知県社会福祉会館内に設置し、①第三者評価機関の認証、②第三者評価基準の策定、③評価調査者養成研修を実施しています。

【福祉ホーム】

住居を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与するところです。

【福祉人材無料職業紹介事業】

福祉に関する人材の登録（求人・求職者）、職業紹介、情報提供等を行います。

【法定雇用率達成企業】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害のある人の雇用を達成した民間企業です。

り

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。療養介護のうち、医療に係るものは、療養介護医療となります。

参考資料

<資料 1>

◆第 3 期愛知県障害福祉計画 策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成 23 年 7 月 21 日	平成 23 年度第 1 回愛知県障害者施策推進協議会
平成 23 年 9 月 8 日	平成 23 年度第 2 回愛知県障害者施策推進協議会
平成 23 年 10 月 6 日	平成 23 年度第 1 回愛知県自立支援協議会
平成 23 年 11 月 8 日 ～11 月 14 日	第 3 期障害福祉計画の数値目標・サービス見込量等の市町村ヒアリング
平成 23 年 12 月 15 日	平成 23 年度第 3 回愛知県障害者施策推進協議会
平成 24 年 1 月 24 日 ～2 月 23 日	第 3 期愛知県障害福祉計画（案）に対する県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）

<資料 2 >

◆愛知県障害者施策推進協議会

1. 設置年月日

昭和 47 年 3 月 29 日

2. 設置の根拠

障害者基本法第 34 条

3. 設置の目的

障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関の連絡調整を行うとともに、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するために設置された協議会

4. 委員名簿

(委員定数 20 名、敬称略、50 音順、◎は会長)

氏 名	所 属
荒木 登喜子	愛知県知的障害者育成会副会長
伊藤 葉子	中京大学現代社会学部准教授
岡田 ひろみ	愛知県自閉症協会副会長兼事務局長
小栗 貴美子	愛知県医師会理事
恩田 やす恵	愛知県特別支援学校長会代表 (豊川養護学校長)
加賀 時男	愛知県身体障害者福祉団体連合会会長
川崎 純夫	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会副部長
木全 義治	愛知県精神障害者家族会連合会会長
近藤 正臣	愛知県セルフセンター会長
沢田 圭一	愛知県知的障害者育成会
鈴木 幸育	豊山町長 (愛知県町村会副会長)
園田 大昭	愛知県聴覚障害者協会事務局長
◎高橋 脩	豊田市こども発達センター長
長谷 由香	自立生活センター十彩代表
野村 博幸	愛知県雇用開発協会事務局長
長谷川 桂子	弁護士
早川 文代	愛知県精神障害者家族会連合会
堀崎 忠彦	愛知県盲人福祉連合会副会長
武藤 久枝	中部大学現代教育学部教授
山脇 実	豊川市長 (愛知県市長会副会長)

第3期愛知県障害福祉計画

平成24年3月発行

愛知県健康福祉部障害福祉課

郵便番号 460-8501

住 所 名古屋市中区三の丸3-1-2

電 話 052-954-6317(ダイヤルイン)

ファックス 052-954-6920